

青森県報

号外第五十号

平成二十三年
五月六日
(金曜日)

目 次

監査委員

包括外部監査の結果…………… (事務局) …… 一

監 査 委 員

包括外部監査の結果

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の37第5項の規定に基づき、平成22年度の包括外部監査人北山輝夫氏から平成23年 3 月29日付けで監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年 5 月 6 日

青森県監査委員

同

泉 山 哲 草
元 木 篤 子

平成 22 年度

青森県包括外部監査結果報告書

第 1 テーマ

「基金の管理と運用について」

第 2 テーマ

「平成11年度から平成15年度までの包括外部監査の
指摘事項に対する県の措置状況及び現状について」

平成 23 年 3 月

包括外部監査人

北 山 輝 夫

平成 22 年度

青森県包括外部監査結果報告書

第 1 テーマ 「基金の管理と運用について」

目 次

第1章 監査の概要

第1	外部監査の種類	1
第2	選定した事件(ケース)	1
第3	事件(ケース)を選定した理由	1
第4	外部監査の方法	3
1	外部監査の要点	3
2	実施した監査手続	3
第5	包括外部監査人及び補助者	3
第6	外部監査の実施時期及び監査対象	3
1	外部監査の契約期間	3
2	外部監査の実施期間	3
3	監査対象	4
第7	利害関係	4
第2章 監査の結果(総論)		
第1	基金の種類と設置状況	5
第2	基金の管理・運用について	8
第3	基金の運用収益の状況について	9
第4	基金の処分について	11
第5	財源調整のための基金について	11
第6	基金の運用に係る事務手続の遅延について(指摘)	11
第7	基金の運用手続について(指摘)	12
第8	基金の存在意義について(意見)	15
第3章 監査の結果(個別基金)		
N o . 1	青森県財政調整基金	16
N o . 2	青森県県債管理基金	18
N o . 3	青森県公共施設等整備基金	21
N o . 4	青森県地域振興基金	23
N o . 5	青森県消費者行政活性化基金	25
N o . 6	青森県環境保全基金	26

N o . 7	青森県環境保全・二酸化炭素排出抑制対策基金	32
N o . 8	青森県災害救助基金	34
N o . 9	青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	37
N o . 10	青森県地域医療再生臨時特例基金	39
N o . 11	青森県医療施設耐震化臨時特例基金	41
N o . 12	青森県地域福祉基金	44
N o . 13	青森県介護保険財政安定化基金	46
N o . 14	青森県国民健康保険広域化等支援基金	49
N o . 15	青森県後期高齢者医療財政安定化基金	50
N o . 16	青森県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	52
N o . 17	青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金	55
N o . 18	青森県子育て支援対策臨時特例基金	58
N o . 19	青森県妊婦健康診査臨時特例基金	62
N o . 20	青森県障害者自立支援対策臨時特例基金	63
N o . 21	青森県自殺対策緊急強化基金	66
N o . 22	青森県むつ小川原工業基地企業立地促進基金	68
N o . 23	青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金	70
N o . 24	青森県ふるさと雇用再生特別基金	74
N o . 25	青森県美術資料取得等基金	78
N o . 26	青森県中山間地域等直接支払交付金基金	81
N o . 27	青森県森林整備担い手対策基金	82
N o . 28	青森県森林整備地域活動支援交付金基金	87
N o . 29	青森県森林整備加速化・林業再生基金	88
N o . 30	青森県中山間地域ふるさと活性化基金	90
N o . 31	青森県発電用施設所在市町村等振興基金	93
N o . 32	青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金	96
N o . 33	青森県三内丸山遺跡保存・活用基金	98
N o . 34	青森県土地開発基金	101
N o . 35	青森県市町村振興基金	103
N o . 36	青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金	106

第1章 監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

第2 選定した事件（テーマ）

基金の管理と運用について

第3 事件（テーマ）を選定した理由

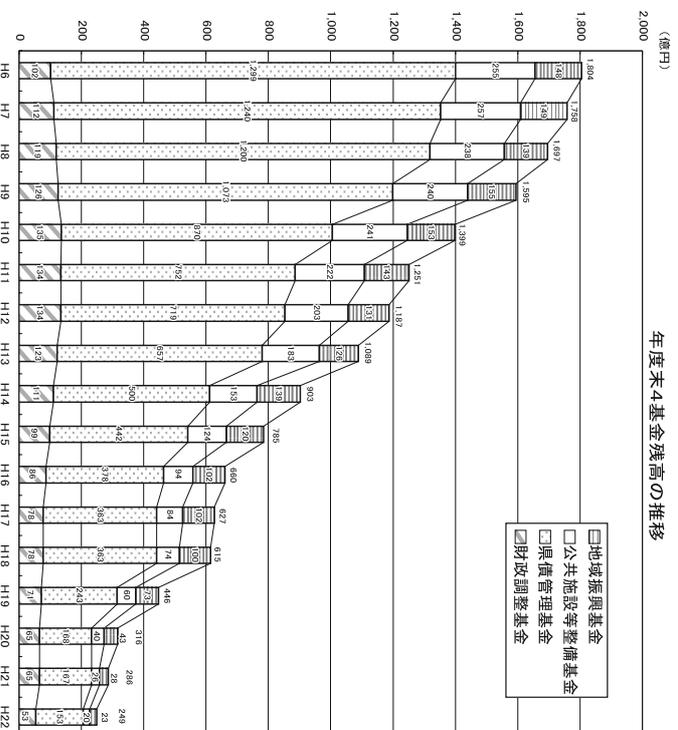
青森県は、特定の財源の確保を目的として設けられた基金としての「財政調整基金」をはじめ 33 基金（うち一定の原資を運用することによって得られる運用益を特定の事務・事業に充てることを目的として設けられた基金として「森林整備担い手対策基金」と「中山間地域ふるさと活性化基金」がある。）と、定額の資金を運用することを目的として設けられた基金として土地開発基金他 3 基金の合計 36 基金を有している。

平成22年3月31日現在の青森県の基金合計は約1,261億円が計上されており総資産に占める割合は約3%となっている。

基金残高のうち約97%が現金であり、その管理・運用はその適正性が強く求められる。また、財政調整基金及び財源の調整にも充てられる性質の県債管理基金、公共施設等整備基金並びに地域振興基金の3基金（以下財政調整基金とともに「財政調整基金等」という。）は財政の円滑な運営を支えるものであり、その適正な残高は財政の健全性を表すものともいえる。

財政調整基金等の残高は、平成6年度の約1,804億円をピークとして減少しており、平成21年度の残高は約350億円となっている。これは、平成6年度対比マイナス1,454億円であり、約5分の1まで減少している。

平成6年度以降の推移は以下のとおりである。



※ H7までは決算ベース、平成22は当初予算ベース
※ 県債管理基金のうち、ミニ市場公募債償還積立分並びに地域振興基金のうち、地域活性化・生活対策臨時交付金積立分及び地域活性化・公共投資臨時交付金積立分を除く

その他の基金は、個別政策的な性格の基金であり、その適切な管理・運用は県民生活に直結するものであり、処分などは合目的性、適法性が強く求められる。

県は平成15年11月に「財政改革プラン」を策定し、「基金の取崩に頼らない財政」を目指す取り組みを開始した。平成16年12月には「行政改革大綱」を改定し財政改革に取り組み、さらに平成20年12月には新たな「行財政改革大綱」を策定し、改革に取り組んできた。この中には「一定規模の基金残高の維持」や「基金抜きでの収支均衡」なども盛り込まれており、このことから基金の管理・運用・処分について現状を分析し、基金のあるべき規模等を含めた適正性を判断することは青森県の財政の健全性を高めるために有用であると考え、今回の監査の事件として選定した。

第4 外部監査の方法

1. 外部監査の要点

- (1) 各基金がそれぞれ設置趣旨に違背なく運用され、積立、保管、取崩等は条例等に従って適正に執行されているか。
- (2) 各基金の運用の確実性、有利性は確保されているか。
- (3) 各基金の記録は規則等に従って正しく記録・保存されているか。
- (4) 各基金の規模等を含めた設置意義の現在性はるか。

2. 実施した監査手続

- (1) 根拠条例をはじめ関連法規を入手し、基金の現状を把握する。
- (2) 各基金の近時の推移を入手し、特に平成11年度以降の増減の内容を確認するとともに、異常性の有無を検証する。
- (3) 積立、取崩、繰替等の手続きの内容を把握するとともに、関連書類を検証する。
- (4) 基金運用に関する実績の推移を確認し、「青森県公金管理方針」、「歳計現金及び基金の運用手順」等に従っているかを検証する。
- (5) 現金以外で管理されている残高に関して、サンプリングによる実査を行う。

第5 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	北山 輝夫	(税理士)
監査補助者	嶋 潮	(税理士)
監査補助者	小田 秀彦	(税理士)
監査補助者	名久井 信平	(税理士)
監査補助者	小林 幹夫	(公認会計士)

第6 外部監査の実施時期及び監査対象

1. 外部監査の契約期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

2. 外部監査の実施期間

平成22年7月28日から平成23年2月3日まで

3. 監査対象

各基金の担当課である以下の課を監査対象とした。

- ① 財政課
- ② 市町村振興課
- ③ 県民生活文化課
- ④ 環境政策課
- ⑤ 健康福祉政策課
- ⑥ 医療業務課
- ⑦ 高齢福祉保険課
- ⑧ こどもみらい課
- ⑨ 障害福祉課
- ⑩ 工業振興課
- ⑪ 労政・能力開発課
- ⑫ 観光企画課
- ⑬ 構造政策課
- ⑭ 林政課
- ⑮ 農村整備課
- ⑯ 原子力立地対策課
- ⑰ 教職員課
- ⑱ 文化財保護課

第7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 計算については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

第 2 章 監 査 の 結 果 (総 論)

第 1 基金の種類と設置状況

地方自治法第 241 条において、基金に関して次のように規定している。

(基金)

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第 1 項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第 1 項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第 233 条第 5 項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手段、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第 2 項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

平成 11 年度以降の基金設置状況と平成 22 年 3 月 31 日現在の各基金残高は次ページのとおりである。

(単位：千円)

基金名称(青森県等)/年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	基金残高
1 財政調整基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6,538,031
2 興債管理基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16,944,422
3 公共施設等整備基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,538,690
4 地域振興基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9,045,127
5 消費者行政活性化基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	215,461
6 環境保全基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,019,200
7 県政健全・二酸化炭素排出削減対策基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,106,052
8 災害救助基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	493,327
9 社会福祉施設等整備等臨時特別基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,580,435
10 地域医療再生臨時特別基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5,000,000
11 医療施設耐震化臨時特別基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	848,158
12 地域福祉基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,154,324
13 介護保険財政安定化基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,067,751
14 国民健康保険広域化等支援基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	462,296
15 後期高齢者医療財政安定化基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	663,800
16 介護基礎整備等臨時特別基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,654,268
17 介護職員処遇改善等臨時特別基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5,804,223
18 子育て支援対策臨時特別基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,504,261
19 妊婦健康診査臨時特別基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	448,763
20 障害者自立支援対策臨時特別基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,724,823
21 自殺対策緊急強化基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	136,869
22 むつ川原工業基地企業立地促進基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,129,240
23 緊急雇用創出事業臨時特別基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9,638,765
24 ふるさと雇用再生特別基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6,214,867
25 美術資料取得等基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	784,511
26 中山間地域等直接支払交付金基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	600
27 森林整備担い手育成基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,742,444
28 森林整備地域活性化支援交付金基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	136,315
29 森林整備加速化・林業再生基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,409,026
30 中山間地域ふるさと活性化基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	754,902
31 発電用施設所在市町村等振興基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5,841,357
32 高等学校授業料減免事業臨時特別基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	539,986
33 三内丸山遺跡保存・活用基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,719,200
34 土地開発基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12,573,000
35 市町村振興基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6,154,658
36 養老施設等市町村等公営介護基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	610,092
37 緊急地域雇用創出特別基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
38 情報通信技術普及特別基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
39 緊急地域雇用創出特別基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
40 おするの国体記念社会体育振興基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

基金のうち、土地開発基金、市町村振興基金及び発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金は定額運用型基金でその他は積立型基金であり、積立型基金はさらに取崩運用型のものとも果実運用型のものがある。

第2 基金の管理・運用について

基金の管理・運用は各基金条列に定められており、条列に基づき、各担当課においてなされている。

基金名	担当課
1 青森県行政調整基金	財政課
2 青森県県債管理基金	財政課
3 青森県公共施設等整備基金	財政課
4 青森県地域振興基金	財政課
5 青森県消費者行政活性化基金	県民生活文化課
6 青森県環境保全基金	環境政策課
7 青森県環境保全・二酸化炭素排出抑制対策基金	健康福祉政策課
8 青森県災害救助基金	健康福祉政策課
9 青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特別基金	健康福祉政策課
10 青森県地域医療再生臨時特別基金	医療業務課
11 青森県医療施設耐震化臨時特別基金	医療業務課
12 青森県地域福祉基金	高齢福祉保険課
13 青森県介護保険財政安定化基金	高齢福祉保険課
14 青森県国民健康保険広域化等支援基金	高齢福祉保険課
15 青森県後期高齢者医療財政安定化基金	高齢福祉保険課
16 青森県介護基盤緊急整備等臨時特別基金	高齢福祉保険課
17 青森県介護職員処遇改善等臨時特別基金	高齢福祉保険課
18 青森県子育て支援対策臨時特別基金	こどもみらい課
19 青森県妊婦健康診査臨時特別基金	こどもみらい課
20 青森県障害者自立支援対策臨時特別基金	障害福祉課
21 青森県自殺対策強化基金	障害福祉課
22 青森県まつり小川原工業基地企業立地促進基金	工業振興課
23 青森県緊急雇用創出事業臨時特別基金	労政・能力開発課
24 青森県ふるさと雇用再生特別基金	労政・能力開発課
25 青森県美術資料取得等基金	観光企画課
26 青森県中山間地域等直接支払交付金基金	構造政策課
27 青森県森林整備担い手対策基金	林政課
28 青森県森林整備地域活動支援交付金基金	林政課
29 青森県森林整備加速化・林業再生基金	林政課
30 青森県中山間地域ふるさと活性化基金	農村整備課
31 青森県発用施設所在市町村等振興基金	原子力立地対策課
32 青森県高等学校授業料減免事業等臨時特別基金	教職員課
33 青森県三内丸山遺跡保存・活用基金	文化財保護課
34 青森県土地開発基金	財政課
35 青森県市町村振興基金	市町村振興課
36 青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金	工業振興課

具体的には、県は基金の運用指針として「青森県公金管理方針」(平成17年4月改訂)

を定め金融機関の選択や預金の種類選択又はその他の金融商品の選定に関する原則を定めている。又具体的手続きとして「歳計現金及び基金の運用手順」を定めている。

第3 基金の運用収益の状況について

平成21年度の各基金の運用実績は次のページのとおりである。

	基金名称	基金運用益
1	青森県財政調整基金	32,581
2	青森県県民管理基金	81,495
3	青森県公共施設等整備基金	19,472
4	青森県地域振興基金	31,455
5	青森県消費者行政活性化基金	1,317
6	青森県環境保全基金	19,200
7	青森県環境保全・二酸化炭素排出抑制対策基金	981
8	青森県災害救助基金	3,444
9	青森県社会福祉施設等副産物等臨時特別基金	1,035
10	青森県地域医療再生臨時特別基金	—
11	青森県医療施設副産物等臨時特別基金	—
12	青森県地域福祉基金	20,187
13	青森県介護保険財政安定化基金	25,199
14	青森県国民健康保険広域化等支援基金	3,929
15	青森県後期高齢者医療財政安定化基金	3,777
16	青森県介護施設緊急整備等臨時特別基金	600
17	青森県介護職員処遇改善等臨時特別基金	931
18	青森県子育て支援対策臨時特別基金	5,197
19	青森県妊婦健康診査臨時特別基金	1,037
20	青森県障害者自立支援対策臨時特別基金	9,139
21	青森県自衛対策緊急強化基金	96
22	青森県むつ小川原工業基地企業立地促進基金	19,899
23	青森県緊急雇用創出事業臨時特別基金	14,159
24	青森県ふるさと雇用再生特別基金	39,913
25	青森県美術資料取得等基金	5,182
26	青森県中山間地域等直接支払交付金基金	442
27	青森県森林整備備付い手対策基金	38,923
28	青森県森林整備地域活動支援交付金基金	883
29	青森県森林整備加速化・林業再生基金	—
30	青森県中山間地域ふるさと活性化基金	11,291
31	青森県発電用施設所在市町村等振興基金	31,060
32	青森県高等学校授業料減免事業等臨時特別基金	—
33	青森県三内丸山遺跡保存・活用基金	19,200
34	青森県土地開発基金	67,393
35	青森県市町村振興基金	42,753
36	青森県発達障害施設等所在市町村等企業導入促進基金	2,128

(単位：千円)

第4 基金の処分について

地方自治法第241条第3項に目的外処分の禁止規定があり、各基金の条例にそれぞれ定められている。そのうち目的外処分禁止の規定の無い基金が7基金ある。

第5 財源調整のための基金について

地方公共団体は財源調整のための基金を設置しなければならない(地方財政法第4条の3、財政調整基金)とされている。しかし、その他の設置されている基金のうち財源調整的性質がその処分項目に含まれている、「県債管理基金」、「公共施設等整備基金」及び「地域振興基金」が財政調整基金と同様に財源調整にも充てられ得る基金といえる。

ここで言う財源調整とは「歳入額が歳出額を下回る場合に歳入不足額を補填すること」をいう。財政調整基金以外には処分項目にこの財源調整規定はないが、それぞれ処分できる場合として、「県債の償還に充てるため」、「公共施設等の整備に充てるため」、「福祉の増進等に充てるため」、との規定があり、充てられるべき事業は一般歳入歳出予算の歳出に相当額で必ず含まれている項目であり実質的に財政調整基金と同様に扱いうる基金である。ただしそれぞれ基金の設置目的は違うものである以上その設置目的に応じて運営され、みだりに財源調整に充てるべきでないことは当然である。

第1章第3に記述のとおり財政調整基金等の枯渇は避けなければならない重大な問題であることから、県は平成16年度に県財政改革プランを策定し、財政の健全化に取り組んでいる。

第6 基金の運用に係る事務手続の運用について (指摘)

平成21年度は、国策による地方への基金の創設が相次いだ。バラバラキ政策との批判もあるようだが、県行政としては肅々と国に対して交付を申請し、交付が決定されたらそれに従い基金の運用を行っていかねければならないのは当然のことである。

しかしながら残念なことに、青森県においては、県庁内における手続に失念があり運用に遅れがあった基金が存在した(No.11 医療施設耐震化臨時特例基金、No.32 高等学校授業料減免事業等臨時特例基金)。これは、平成20年10月に発覚したリンゴの品種登録料の支払いを失念した事件の反省が生かされていない。

今回の指摘は、手続が遅延したことにより、得られるべき運用利息を得ることができなかったという機会損失が発生しているケースであるが、行政の怠慢により県民の利益が損なわれているという面においては共通する。

このような不作為を繰り返さないためにも、行政手続の網羅性という観点から、交付申請から交付の受入、そして基金の運用という一連の手続をフローチャート化し、チェック

リストを作成する必要がある。

第7 基金の運用手続について (指摘)

それぞれの基金は必要に応じて設置されているが、災害救助基金を除き、青森県条例によっている(なお、災害救助基金は法律を根拠として設置されている)。各基金残高の運用については「確実かつ有利な方法による」とそれぞれ条例に定めている。

よって基金の運用にあたっては確実性を確保することはもちろん、有利性を担保する仕組みが不可欠と考える。

基金残高の運用について、県は「青森県公金管理方針」及び「歳計現金及び基金の運用手順」を定め「確実かつ有利な方法」について手順等を示している。

しかし、手続きは定められているが、判断基準は各基金条例を前提とした抽象的基準に留まっており、実務上も基金共通の具体的数値目標や数値基準を定めていない。

また、実際の運用先等の決定は担当課毎の責任で行われており、共通の手続きによって行われていない。

「歳計現金及び基金の運用手順」では

ア. 金融機関の評価に関する情報収集の結果

イ. 金融商品に関する最新の情報を収集・分析した結果

ウ. 運用中の情報収集と分析結果

から運用先、運用商品を決定的ことが定められている。

実際の運用のプロセスは以下のように整理される。

① 出納局が金融機関経営指標一覧表を作成、各課に配布する。

② 各課において下記項目を検討する。

ア 金利の動向

イ 景気の動向

ウ 資金特性

エ リスクの整理

オ 商品の選別(預金期間の判断を含む)

③ 部長による決裁を受ける。

④ 会計管理者に基金運用を依頼する。

③部長による決裁までの資料の提出を受け内容を確認したところ、担当課ごとにそれぞれ部長決裁を受けるまでの手順が異なり共通の手順が存在しない。

また、基金のうちに「有価証券による運用ができる」とされている基金について、基金の弾力的運用の必要性と、有価証券である国債等の償還期間が2年以上の長期となることを以って基金を運用すべき商品適格がないと判断し、「確実かつ有利」の検討の当初から排除、検討がされていないものがある。

指定金融機関以外との取引に関して県は、財務規則において「長」つまり「知事」との協議によるものと定められているにも拘らず、運用によって事実上担当課が決定している。金融機関の選択の理由、商品比較の点において判断基準がなく、運用先決定に関する客観的基準と決定プロセスの標準化がなされていない。

そのほか、基金によっては前例主義により、判断そのもののプロセスがないものもある。金融機関評価に関する資料は、出納局が1年毎に県内全金融機関の経営指標一覧表を作成し、基金担当各課に配布しているが、具体的に判断材料にしている課はほとんどなかった。

金融商品決定に関して必要な資料については具体的な定めはない。

包括外部監査に対し提示された各基金担当課の資料は、金融商品決定に際し部内協議に使用されたと思われる、担当者が作成した、主にコーポレショナルペーパーと大口定期預金の金利を比較した資料によっているものが多い。

単純に2銀行の金利提示のみを判断材料として運用先を決定している課がある。

運用中の各金融機関の評価に関する情報収集は、出納局が半年毎に県内銀行経営指標一覧表を作成し、各基金担当課に配布している。

どのように利用したかを示す資料はなく、担当者が全く知らない課もあった。

「青森県公金管理方針」では以上のほか損失の予防のため地方債の一部を相殺可能な証券借入により行うことを求めており、基金についても条例の範囲での同様の運用を求めている。青森県は県債残高がはるかに基金残高を超えており、この点においては違背なく運用されていると考える。

前述のように地方自治法及び地方自治法施行令の規定により基金は、確実かつ効率的な方法（歳計現金の場合は最も確実かつ有利な方法）により運用（歳計現金の場合は保管）しなければならないとされている。各基金条例においてもその旨を定めている。

基金の預け入れ先として確実かつ効率的かどうかは、複数の「運用案」を比較して初めて判断可能であると考える。

しかしながら、今回監査テーマとして選定した基金運用については、一部の基金を除きその多くが概ね以下の2つのパターンに分類されることが分かった。

1. 指定金融機関である青森銀行に全額預け入れる。
2. 指定金融機関である青森銀行と指定金融機関以外の金融機関であるみちのく銀行に一定割合で預け入れる。

この2パターンをもって果たして県は「最も確実かつ効率的な」方法を選んだ結果と言えるのであるうか。

ここでの論点は、①そもそも指定金融機関に預け入れることが確実かつ有利な方法なのか、②指定金融機関以外の金融機関に預け入れる場合に結果として選定している金融機関

¹森林整備担い手対策基金及び中山間地域ふるさと活性化基金は地方債で運用しており、また災害救助基金は2行から利率の異なる手入し、利率の高い金融機関に預け入れをおこなっていた。

がほぼ実質1行のみであることに問題はないのか、の2点である。

この基金の運用に関して、県はマニュアルがあり、そこには以下の記載がある（傍線は監査人が追加）。

「指定金融機関以外の金融機関に預金をする場合には、会計管理者が知事に協議することとされている。ただし、本県では、基金所管部長から会計管理者への通知の際に、預金先、預入期間及び金額配分が記載されている場合は、会計管理者からの協議の前に、知事から事業計画等に基づいた執行方法を打診したものと出納局がみなし、金融機関の状況や利率等の情報を考慮した上で、増減通知書による決裁を協議過程として、双方協議済により預金手続きを行った形をとっている。

そうした記載がなければ、会計管理者の判断によって預金先を定めることとなるため、安全かつ確実な運用が最も保証され、一時借入金を含めた県全体の資金運用の窓口となっている指定金融機関に預金するのが最もリスクの低い運用保管といえる。」

このことから実態は、基金管理者において金融機関の記載がなければ指定金融機関に預け入れ、指定金融機関以外の金融機関の記載があった場合には、協議もせずに預け入れを行っていることが分かる。

このマニュアルの真意は、基金所管課が指定金融機関以外の金融機関を選んだとしてもそれは実質的には1行のみであるのだから、事務の簡便化のために協議プロセスを割愛したとも考えられる。

これであつたとして「確実かつ有利な方法」を選定すべく県は最大限の努力を果たしたといえるのであろうか。

実際、前述の2行は力量が拮抗しており県が両金融機関のバランスを取りたいとの気持ちは青森県民として分からなくはない（下記【参考資料】参照）。

青森県は2つの地方銀行の大きさにさほど差のない全国的にも稀な地区なのである。しかしながら、その心情と行政は別物であることは言うまでもない。県の基金運用に関する意思決定プロセスには全く客観性がないのである。現在の県の基金運用方針は、「最も確実かつ有利」ではなく、「最も手間がかからず過去の慣行どおりの」方法で行っているにすぎない。

この客観性を担保するには、複数の金融機関をリスク評価した上（確実性の確保）で、リターンを比較する（効率性の確保）という、いわば資金運用の基本ともいえるべきプロセスを踏めば良いと考えられる。

【参考資料】両金融機関の総預金残高及び貸出金残高（平成22年3月31日現在）

	青森銀行	みちのく銀行
総預金残高	20,653億円	18,845億円
貸出金残高	13,836億円	12,421億円

- 以上のことから、共通する課題として、
- ・指定金融機関以外との取引にかかるとの正常化
 - ・内部検討事項の標準化
 - ・各基金の運用方針の具体化
 - ・一元運用の可否の検討
- の四点が挙げられる。

第 8 基金の存在意義について (意見)

基金の制度を使った国の事務委託的基金が近年増加している。本来、県の事業目的に沿った基金設置が基本だとすれば、国の補助金の交付目的に合わせた例外的な設置が増加しているのではないかと印象を受けた。

また基金によってはその処分等の合目的性に疑問無しとしない基金もあり、基金本来の目的に沿った運営により慎重に取り組んでいくべきと考える。

特に処分に対する条例上の解釈が不十分と思われる基金があり、結果が悪くないから良いのではなく、基金の設置意義を十分に踏まえた運営をすべきである。

第 3 章 監査の結果 (個別基金)

No.1 青森県財政調整基金

1. 設置年月日

昭和 39 年 4 月 1 日

2. 基金条例及び関連法規等

地方財政法第 4 条の 3 及び青森県財政調整基金条例 (昭和 39 年 4 月 1 日青森県条例第 63 号)

3. 基金の額 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	7, 538, 031
未払金	△1, 000, 000
合 計	6, 538, 031

4. 設置目的

県財政の調整資金に充てるため (条例第 1 条)。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成 12 年度	3, 057, 027	3, 000, 000	13, 419, 378
平成 13 年度	863, 672	2, 000, 000	12, 283, 050
平成 14 年度	796, 857	2, 000, 000	11, 079, 907
平成 15 年度	800, 219	2, 000, 000	9, 880, 126
平成 16 年度	878, 868	2, 185, 328	8, 573, 666
平成 17 年度	722, 489	1, 500, 000	7, 796, 155
平成 18 年度	1, 992, 759	2, 000, 000	7, 788, 914
平成 19 年度	771, 604	1, 500, 000	7, 060, 518
平成 20 年度	901, 691	1, 500, 000	6, 462, 209
平成 21 年度	1, 075, 821	1, 000, 000	6, 538, 031

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする（条例第4条）。

なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額（千円）	金融機関	利率	預入期間
譲渡性預金	7,520,000	青森銀行	0.19%	平成22年3月31日～平成22年5月31日
大口定期	18,031	青森銀行	0.19%	平成22年3月31日～平成22年5月31日
合 計	7,538,031			

7. 基金の処分状況

基金は次の各号に該当する場合はほかは処分が禁止されている（条例第5条）。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。
- (5) 償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てるとき。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】決算剰余金の積立について

過去10年間における財政調整基金から一般会計歳入への繰入額平均が1,868,532千円なのに対し、決算後の歳計剰余金から財政調整基金への積立額の平均は810,520千円であり、繰り戻し率は43%強（810,520千円÷1,868,532千円≒43.3%）となる。

条例第2条第2号によれば各年度の決算において生じた剰余金の二分の一を下らない額を積み立てることと規定しており、各年度の推定歳計剰余金は対一般会計繰入金80%と考察され、結果として財源調整には一般会計歳入歳出予算繰入額の20%程度しか利用されていくことになる。

機械的に歳計剰余金の二分の一を積み立てるのではなく、県債基金やその他の基金を助

案しながら積み立てることが望ましい。

No.2 青森県県債管理基金

1. 設置年月日

昭和54年3月20日

2. 基金の額（平成22年3月31日現在）

（単位：千円）

種 目	金 額
現 金	17,096,949
未収金	2,375,079
未払金	△2,527,606
合 計	16,944,422

3. 基金条例及び関連法規等

青森県県債管理基金条例（昭和54年3月20日青森県条例第21号）

4. 設置目的

県債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため（条例第1条）。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成12年度	13,333,251	16,700,000	71,878,382
平成13年度	2,087,789	8,300,000	65,666,171
平成14年度	3,097,182	18,800,000	49,963,353
平成15年度	4,435,635	10,144,876	44,254,112
平成16年度	2,397,115	8,748,607	37,902,620
平成17年度	2,673,473	4,156,366	36,419,728
平成18年度	7,867,117	7,630,748	36,656,098
平成19年度	543,076	12,595,468	24,603,706
平成20年度	2,614,332	10,202,584	17,015,454
平成21年度	2,672,574	2,743,606	16,944,422

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする(条例第4条)。
なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額(千円)	金融機関	利率	預入期間
譲渡性預金	3,550,000	青森銀行	0.19%	平成22年3月31日～ 平成22年5月31日
大口定期	17,864	青森銀行	0.19%	平成22年3月31日～ 平成22年5月31日
大口定期	1,529,084	みちのく銀行	0.19%	平成22年3月31日～ 平成22年5月31日
繰替運用	12,000,000	—	—	平成22年3月31日～ 平成22年5月31日
合 計	17,096,949			

7. 基金の処分状況

基金は次の各号に該当する場合のほかは処分が禁止されている(条例第5条)。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が不足する場合において果債の償還の財源に充てるとき。
- (2) 特定の果債の償還のために積み立てた資金をもって当該果債の償還の財源に

充てるとき。

- (3) 当該年度の果債の償還額が他の年度の果債の償還額を著しく超える場合において果債の償還の財源に充てるとき。
- (4) 償還期限を繰り上げて行う果債の償還の財源に充てるとき。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】知事との協議を經ない指定金融機関以外の金融機関への預け入れについて

基金の預入機関の選定は、知事との協議を行わずに指定金融機関以外の金融機関へ預け入れをしている(総論で指摘済み)。

【意見】金融商品選択手順の標準化について

運用先、運用商品決定に関する客観的・具体的手順等の整備が必要である。

基金の処分については過去10年間の一般会計歳入への繰入額(満期一括償還分を除く)の平均が9,908,625千円なのに対し、一般会計からの積立額(満期一括償還分を除く)の平均は3,921,034千円であり、基金の積立額よりも取崩額が上回っている。このため、基金の残高は平成11年度末に比して約22.5%と著しく目減りしている。

これに対し、果債の残高は約1兆32百億円と平成11年度末残高に対して20%以上増加している。ただし、果債の残高には国が交付税で手当する臨時財政対策債が含まれており、臨時財政対策債以外の果債は平成14年度をピークに減少に転じてはいる。

しかし、未だ1兆円を超える果債残高に対し基金の残高は果債残高に比し約1.6%であり、果債の年度償還額の約18%となっている。

最低水準とも言える状態ではあるが、より有利な運用を検討することを怠ってはならない。

No.3 青森県公共施設等整備基金

1. 設置年月日

平成元年3月16日

2. 基金の額（平成22年3月31日現在）

（単位：千円）

種 目	金 額
現 金	4,038,690
未払金	1,500,000
合 計	2,538,690

3. 基金条例及び関連法規等

青森県公共施設等整備基金条例（平成元年3月16日青森県条例第2号）

4. 設置目的

県が行う公共施設その他の施設の整備に要する経費の財源に充てるため（条例第1条）。

5. 基金の推移

（単位：千円）

年度	積立額	取崩額	残高
平成12年度	80,960	2,000,000	20,267,998
平成13年度	48,347	2,000,000	18,316,345
平成14年度	31,416	3,000,000	15,347,761
平成15年度	23,787	3,000,000	12,371,548
平成16年度	18,660	3,000,000	9,390,208
平成17年度	14,638	1,000,000	8,404,846
平成18年度	23,552	1,000,000	7,428,398
平成19年度	47,944	1,500,000	5,976,342
平成20年度	42,876	2,000,000	4,019,218
平成21年度	19,473	1,500,000	2,538,690

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。（条例第4条）

なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額（千円）	金融機関	利率	預入期間
譲渡性預金	1,250,000	青森銀行	0.19%	平成22年3月31日～ 平成23年5月31日
大口定期	19,345	青森銀行	0.19%	平成22年3月31日～ 平成22年5月31日
大口定期	1,269,345	みちのく銀行	0.19%	平成22年3月31日～ 平成22年5月31日
繰替運用	1,500,000	—	—	平成22年3月31日～ 平成22年5月31日
合 計	4,038,690			

7. 基金の処分状況

条例には処分に関する規定がなく、第1条の設置目的に限ることとなる。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】知事との協議を怪ない指定金融機関以外の金融機関への預け入れについて

基金の預入機関の選定は、知事との協議を行わずに指定金融機関以外の金融機関へ預け入れをしている（総論で指摘済み）。

【意見】目的たる公共施設に関する具体的な基準を持った計画の策定について

この10年間に積立は一度もなく一般会計への繰り入れのみが実施され、残高は過去の単年度繰入額をも下回る状態となっている。

処分についても近年は公共施設であればどのような目的にも可能との運営がなされている。

本来このように運営されているのであれば一般予算の中で十分と考える。

基金創設の趣旨を考えれば、巨額、臨時、緊急などの公共施設の整備に対して取崩すものと考えるべきで、基金の運営計画等について十分な整理がなされるべきである。